

平成 30 年 11 月

# G ぎよさい だより

No 88

発行 長崎県漁業共済組合 〒850-0036 長崎市五島町2番27号 ☎ 095-822-1680

メール [nagasaki@gyosai.or.jp](mailto:nagasaki@gyosai.or.jp)



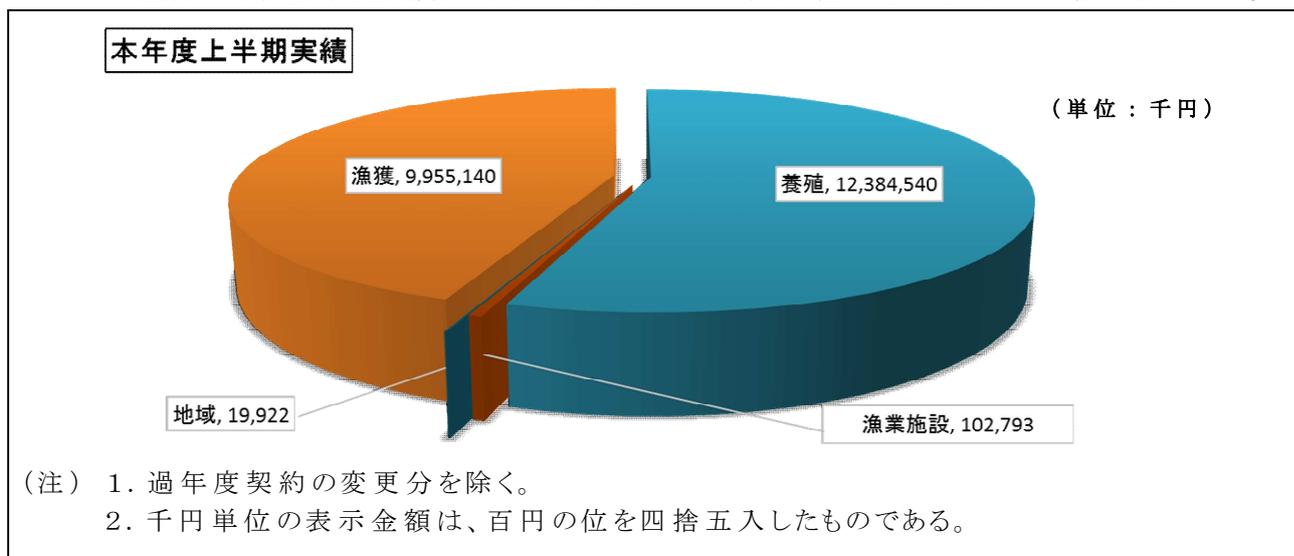
(大黒町・唐人船)

## 長崎くんち開催！！！！

今年も 10 月 7 日から 9 日までの 3 日間、長崎くんちが開催されました。踊町は小川町、大黒町、椀島町、出島町、本古川町、東古川町、紺屋町で、上記写真は大黒町の唐人船です。庭先回りでは、体の芯に響くような迫力ある掛け声『ヤーハ！』（迎福）が何度もあがり、そのたびに場の熱気が高まっていくようでした。

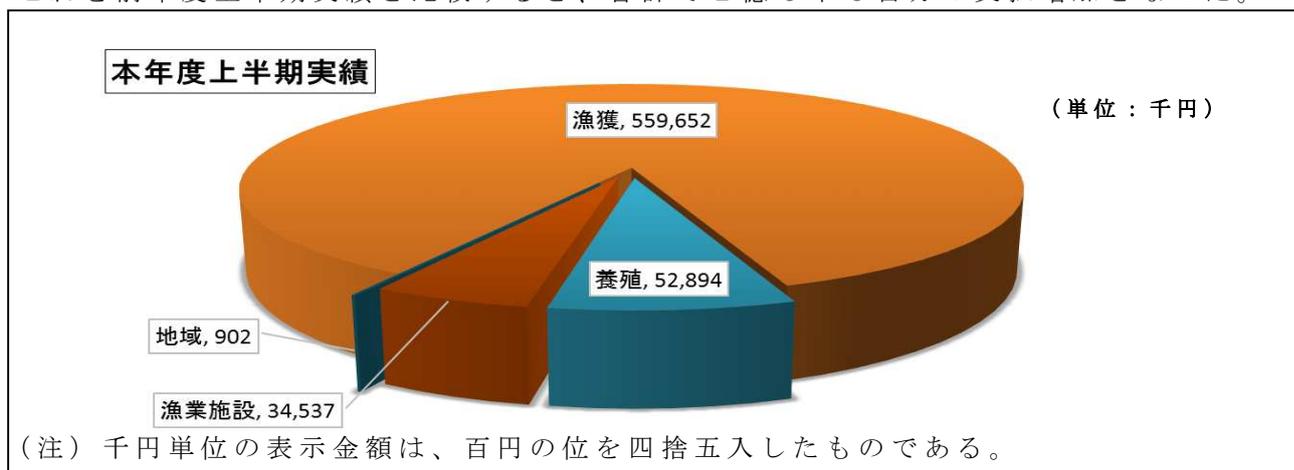
## 1. 上半期共済引受実績

本年度の上半期引受実績は、224億6千2百万円となり、計画目標金額320億円に対して70%の達成率で、前年度実績に対して伸長率116%、31億7千1百万円の増加となった。



## 2. 上半期支払共済金実績

本年度の上半期支払共済金は総額で、6億4千7百万円となり、漁獲共済で501件の5億5千9百万円、養殖共済で36件の5千2百万円、漁業施設共済で17件の3千4百万円で、これを前年度上半期実績と比較すると、合計で2億5千5百万の支払増加となった。



## 3. 上半期積立ぷらす（漁業収入安定対策事業）の実績

1. 加入実績 342件 11億1千万円

(単位：万円)

区分	件数	漁業者積立額
漁獲	253	81,591
養殖	89	29,473
合計	342	111,064

2. 払戻実績 521件 18億7百万円

(単位：万円)

区分	件数	積立払戻金	国庫補てん金	払戻補てん金
漁獲	488	38,137	114,411	152,548
養殖	33	7,057	21,171	28,228
合計	521	45,194	135,582	180,776

## ◎「クロマグロの資源管理における漁業収入安定対策事業に関する説明会」

去る平成 30 年 9 月 18 日漁協会館五階会議室において「クロマグロの資源管理における漁業収入安定対策事業に関する説明会」を県水産部と本組合の合同で開催した。この会議は、漁業収入安定対策事業に関し見直し等がなされ、内容の周知を図ることを目的として開催している。

具体的な内容としては、水産庁管理課資源管理室 農林水産技官 中野 翼 様より「漁業収入安定対策における強度資源管理タイプの特例措置について」、本組合 総務部長 神崎より「漁業収入安定対策事業の加入要件の見直しについて」、長崎県漁業振興課資源管理班 係長 永井 克宜 様より「第 4 管理期間におけるクロマグロ長崎県計画について」の説明を行った。



## ◎平成 30 年度 ぎよさい推進全国会議

去る平成 30 年 9 月 20 日午後 2 時より JR ホテルクレメント高松において、平成 30 年度 ぎよさい推進全国会議が開催された。本県からは、五島ふくえ漁協 崎山支所 濱崎支所長に出席して頂いた。はじめに漁済連 西田会長が主催者挨拶を行い、香川県漁業共済組合 高野組合長より歓迎挨拶が行われた後、来賓として水産庁 坂本漁業保険管理官(市川漁業共済指導官代読)、香川県農政水産部 国分部長より挨拶が行われた。議事に入り、事業概況の報告後、制度概要を取りまとめた動画が上映された。

次に、香川県漁連 嶋野会長より「積立ぷらすへの思い入れ」、水産庁漁政部 藤田企画課長より「水産政策の改革について」と題しての講演がなされた。



○今後の行事予定

★平成 30 年度 「ぎよさい」担当職員研修会

とき 平成 30 年 12 月 6 日(木)13 時 30 分～7 日(金)12 時

ところ 漁協会館 6 階会議室

# Q&A

～クロマグロ強度資源管理タイプに係る積立ぶらすの特例措置について～

## Q.クロマグロ強度資源管理とは？

A.対象漁業で次のいずれかの措置に取り組むことを資源管理計画に記載し、取り組む者と措置を名簿に明記すること。

- ①主漁期における太平洋クロマグロ混獲回避効果がある改良網等の導入(定置網漁業)
- ②主漁期における全ての太平洋クロマグロの生存個体放流
- ③太平洋クロマグロ管理に関する都道府県管理の措置の遵守

※資源管理計画の詳細については、県の漁業振興課へお尋ねください。

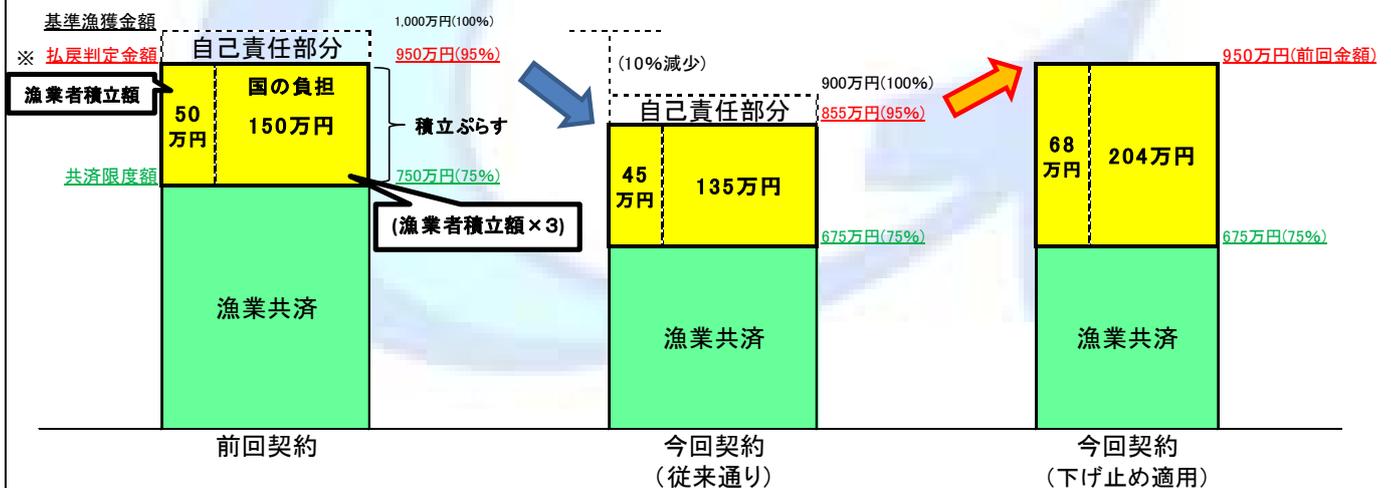
## Q.対象となる漁業は？

A.定置網漁業と 20t 未満漁船漁業です。

## Q.特例措置ってなに？

A.積立ぶらすの補償ラインである払戻判定金額の下げ止め措置のことです。

## ◎特例措置(払戻判定金額の下げ止め)の具体例



※上記払戻判定金額は強度資源管理タイプの率で算定を行っております。

### 【定置網漁業の例】

漁獲金額の減少に伴い、基準漁獲金額が前回契約から10%減少した場合、払戻判定金額が855万円まで減少しますが、特例措置を適用すると下げ止めにより、**前回契約の950万円**となります。なお、共済の補償ラインである共済限度額は下げ止めの対象となりません。

## ◎編集後記

10月の長崎くんちが終わると今年も残すところあとわずか。また、世間でいう平成最後の何某というものも特に実感せず、新年となりそうです。来年の5月には平成が終わり、新たな年号に変わると思うと感慨深いものがあります。今年も残りわずかですが、何とぞよろしくお願い致します。(O)